

共有すべき事例

2011年5月 事例 1

〔疑義照会〕 薬剤変更に関する事例

(事例番号：000000016940)

事例

【事例の内容】

内科にインフルエンザで受診した患者に「イナビル吸入粉末剤20mg 2キット、1日1回、1回4吸入」が処方された。その後、患者とその家族が来局した。患者インタビュー中に患者家族より、「小児麻痺のため、吸入が出来ない。飲み薬であればなんとか服用出来る。」との申し出があった。当該患者は39℃の発熱があり、10代のためにタミフルはハイリスクの患者以外は差し控えるよう警告があり、かつ吸入剤は使えないことを踏まえ、医師に疑義照会した。医師に「当該患者はすでに39℃の発熱があるため、ハイリスク患者と考えられ、10代であるがタミフルの使用を考えていただいてはどうか。もしくは漢方薬ではツムラ麻黄湯エキス顆粒（医療用）に適応がある。」と提案したところ、医師から「ツムラ麻黄湯エキス顆粒（医療用）7.5g/分3毎食前、5日分」と回答があり、薬剤変更になった。

【背景・要因】

吸入剤が使用できない患者であった。タミフルはハイリスク患者以外は使用を控える旨の警告があった。

【薬局が考えた改善策】

患者により良い医療が提供出来るよう、疑義照会では医師に対して積極的な処方提案を行う。

その他の情報

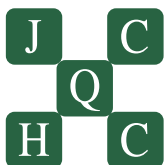
【タミフルカプセル75、タミフルドライシロップ3%の警告】（添付文書から抜粋）

10歳以上の未成年の患者においては、因果関係は不明であるものの、本剤の服用後に異常行動を発現し、転落等の事故に至った例が報告されている。このため、この年代の患者には、合併症、既往歴等からハイリスク患者と判断される場合を除いては、原則として本剤の使用を差し控えること。

事例のポイント

- 薬局において、患者とのインタビューを通じて知り得た情報に基づき、薬剤師が医師に対して積極的な処方提案（疑義照会）を行い、患者にとって、より適切な処方に変更された事例である。
- インタビューで必要な情報を得るためのスキル向上には多くの経験が欠かせないが、薬局内で経験が浅い薬剤師に対しては、インタビュー方法の研修を行う等、薬剤師のスキルを向上させるために、研修方法を工夫することが重要である。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。
※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

共有すべき事例

2011年5月 事例2

〔内服薬調剤〕 規格・剤形間違いに関する事例

(事例番号：000000016964)

事例

【事例の内容】

「ユベラNソフトカプセル200mg 3カプセル、コメリアンコーワ錠100、3錠、3×毎食後、30日分」で処方のところ、誤って「ユベラNカプセル100mg 3カプセル、コメリアンコーワ錠50、3錠、3×毎食後、30日分」を調剤した。投薬後のカルテ記入時に間違えていたこと気づき、すぐに薬を取替えに行った。患者は今回投薬した薬をまだ服用していなかった。

【背景・要因】

2つの薬ともに規格が2つあり、そのうち一方はあまり調剤しない規格であった。今回処方された薬はどちらもあまり調剤されない方の規格の薬であったが、調剤することが多い規格の薬であると思い込み、間違えてしまった。

【薬局が考えた改善策】

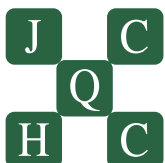
処方せんの記載内容をよく確認する。間違いが起こらないように、伝達事項をカルテに記載する。

事例のポイント

- 今回の事例では、1回の調剤において同時に、ユベラNソフトカプセル200mgとコメリアンコーワ錠100の2つの薬剤の規格を、汎用している異なる規格の薬剤と取違えた事例であった。
- 取違えた薬剤の1つである「ユベラNカプセル100mg」は、「ユベラニコチネート」から「ユベラNカプセル100mg」に名称変更が行われており、そのことがかえって、既存の「ユベラNソフトカプセル200mg」と名称が類似し、薬の取違いを引き起こす要因の1つになったとも考えられる。
- そのため、1) 処方せんの規格にチェックをつけ、しっかり確認した後に調剤する、2) 薬棚などに注意喚起のための表示を行うなど、十分に注意することが重要である。
- また、特定生物由来製剤、生物由来製剤及び注射剤など、一部の調剤包装単位には、既にバーコード表示が実施されている。将来的には、内用薬（生物由来製品を除く）や外用薬（生物由来製品を除く）の調剤包装単位へのバーコード表示も、実施される見込みである。
- 薬局において調剤包装単位に表示されたバーコードを積極的に活用することにより、鑑査者の負担を軽減することができ、調剤業務の効率化にも繋がると考えられる。

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル

電話：03-5217-0281(直通) FAX：03-5217-0253(直通)

<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>